

大阪広域水道企業団経営・事業等評価実施要領

1. 目的

この要領は、大阪広域水道企業団経営・事業評価実施要綱（平成 23 年 7 月 1 日企企第 1054-1 号。以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、大阪広域水道企業団経営・事業等評価における評価の類型並びに視点及び時期について定めるものである。

2. 評価の類型

評価は、以下の類型に分類する。

(1) 事前評価

新しい事業の目標や計画について、事業実施の可否を判断するとともに、より効率的な実施方法等の検討を行う。

(2) 再評価

実施中の事業について、事業継続の可否又は見直しがある場合は見直しの可否を判断するとともに、実施方法等の検討を行う。

(3) 事後評価

事業完了後の効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善処置を検討するとともに、その結果を次期の計画等に反映する。

3. 評価の視点及び時期

各類型における評価の視点及び時期は、別表のとおりとする。

4. その他

要綱第 2 条第 3 号の「その他企業長が必要と認めた活動の評価」の実施に必要な事項は、その内容に応じて別途定めるものとする。

(別表) 評価の視点、時期

類型等		経営の状況	長期の建設事業計画 (計画期間:25～50年)	中期の建設事業計画 (計画期間:5～10年)	(拡張等事業計画)
事前評価	視点	<ul style="list-style-type: none"> 経営の効率性に関する指標(健全性、効率性)における目標値の設定 中期建設事業計画等の進捗と目標値の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を巡る社会情勢と事業の必要性 事業計画の期間及び主な事業概要 代替案がある場合は代替案との比較 事業計画による財政収支への影響 環境への配慮 その他、安全で良質な水質、安定した給水、健全経営の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 上位計画等における位置付け 事業を巡る社会情勢と事業の必要性 事業計画の期間、主な事業(工事)内容及び費用 代替案がある場合は代替案との比較 事業計画による財政収支の見通し 環境への配慮 その他、安全で良質な水質、安定した給水、健全経営の確保 	同 左
	時期	原則として、毎年度	計画策定時	事業実施前	計画策定時
再評価	視点	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況 事業を巡る社会情勢と事業の継続の必要性 その他 	同 左	同 左
	時期	—	必要に応じ実施	5年毎に実施するほか、必要に応じ実施	同 左
事後評価	視点	<ul style="list-style-type: none"> 経営の効率性に関する指標(健全性、効率性)の達成状況 中期計画の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画(工事、経営など)の達成状況 事業を巡る社会情勢と次期事業計画への反映 	同 左	同 左
	時期	原則として、毎年度	計画終了時	同 左	同 左